

# たばこと健康問題N G O協議会 規 約

- 1 本会の目的として、厚生労働省やW H Oと協力し、たばこと健康問題に関し科学的データに基づいた国民の健康を守る活動を行う。
  - 2 本会の名称をたばこと健康問題N G O協議会とする。  
英文名称をJapan NGO Council on Tobacco or Healthとする。
  - 3 本会はたばこと健康問題に取り組んでいる全国規模の公益法人により構成される。各法人から1名の幹事を選出し、幹事会を構成する。幹事の互選により会長を選出する。必要に応じてコンサルタントを置く。
  - 4 会長は、幹事会会議（以下、会議という）を年1回以上開く。
  - 5 本会への加盟は、会議の賛同を得て行う。
  - 6 本会の事業としてシンポジウム開催、加盟法人間の情報連絡と調整、たばこと健康に関する情報収集と情報提供、対策の提言、研究支援等を行う。
  - 7 本会の事業に必要な経費は、会議で検討し、各法人が拠出する。
  - 8 本会の事務局を加盟法人の1つに置く。
  - 9 規約改正は会議で賛同を得て行う。
- （付則）本規約は平成3年11月27日より発効する。  
平成18年5月15日より一部訂正。